

令和 6 年度

多摩市財政健全化判断比率等審査意見書

多 摩 市 監 査 委 員

令和 6 年度多摩市財政健全化判断比率等審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条及び第 22 条の規定により審査に付された令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率等について審査したので、次のとおり意見を提出する。

令和 7 年 8 月 12 日

多摩市監査委員 小澤 満
多摩市監査委員 橋本 由美子

第 1 審査の概要

1 審査の対象

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率等

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率
- (5) 資金不足比率

2 審査の期間

令和 7 年 7 月 10 日から令和 7 年 8 月 11 日まで

3 審査の手続

この決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定基礎資料の審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率が適正に計算されているか、その算出の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかなどを主眼として実施した。なお、審査にあたっては、多摩市監査基準に関する規程（令和 2 年 4 月 1 日監査規程第 1 号）に準拠して実施した。

第 2 審査の結果

1 健全化判断比率等

審査に付された下記、健全化判断比率及び資金不足比率は適正に算出されており、その算出の基礎となる事項を記載した書類についても、適正に作成されているものと認められた。

なお、健全化判断比率等の数値は次のとおりである。

(単位：％)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
多摩市 算定数値	—	—	2.9	—
早期健全化基準 ※1	11.64	16.64	25.0	350.0
財政再生基準 ※2	20.00	30.00	35.0	

・実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。

※1 健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を策定することになっている。（自主的な改善努力による健全化の段階）

※2 健全化判断比率のうちのいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を策定することになっている。（国等の関与による確実な再生の段階）

	公営企業会計名	資金不足比率(%)	事業の規模
多摩市 算定数値	下水道事業会計	—	2,249,842 千円
経営健全化基準 ※3		20.0	

・資金の不足額がない場合は、「—」を記載している。

・事業の規模欄には、資金不足額の算定に用いた事業の規模について、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」第17条第1号の規定により事業の規模（営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額）を記載している。

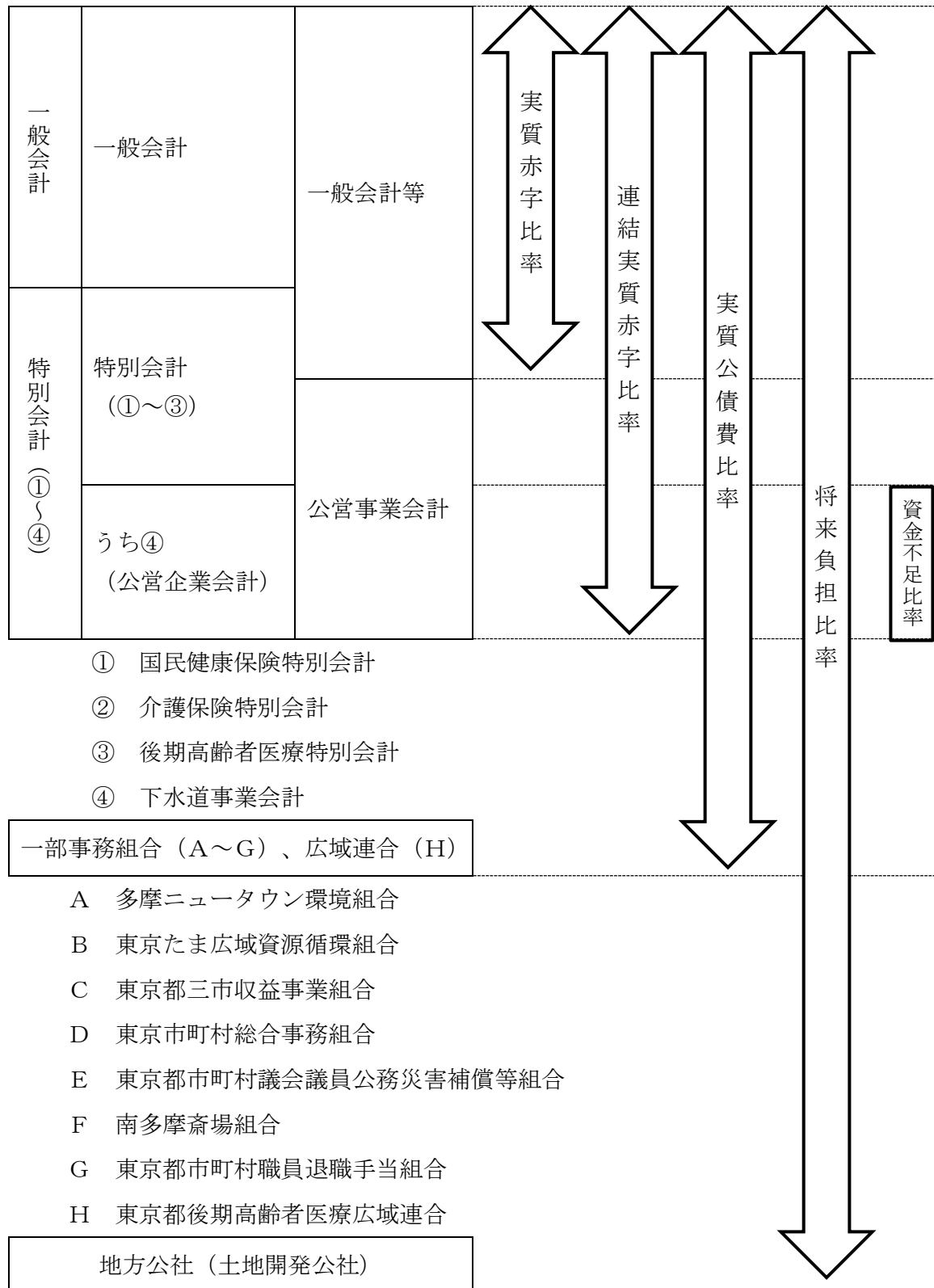
※3 資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、経営健全化計画を策定することになっている。

2 審査の意見

令和6年度における健全化判断比率等は、いずれも早期健全化基準等を下回っており、財政収支が不均衡な状況、または、その他の財政状況が悪化した状況とは認められなかった。引き続き財政の健全化に努められたい。

3 健全化判断比率の算定（参考資料）

（１）健全化判断比率等の対象会計について



(2) 健全化判断比率等の概要について

ア 実質赤字比率（一般会計等の実質赤字の比率）について

(ア) 算定方法

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○一般会計等 … 多摩市では一般会計のみが該当

○実質赤字額 … 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

(イ) 令和6年度決算に基づく算定数値

「一般会計等の実質赤字額」は生じていない。（実質収支額は黒字の2,107,853千円）
実質赤字額がないため、判断比率は「－」を記載している。

イ 連結実質赤字比率（全ての会計の実質赤字の比率）について

(ア) 算定方法

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額} \{ (\text{イ} + \text{ロ}) - (\text{ハ} + \text{ニ}) \}}{\text{標準財政規模}}$$

○全ての会計 … 多摩市の全会計、一般会計と4つ（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、下水道事業）の特別会計が該当

○連結実質赤字額 … イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

・イ … 一般会計及び公営企業（下水道事業会計）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

・ロ … 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

・ハ … 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

・ニ … 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(イ) 令和6年度決算に基づく算定数値

全ての会計が黒字であり「連結実質赤字額」は生じていない。（実質収支額の合計14,872,360千円）

連結実質赤字額がないため、判断比率は「－」を記載している。

ウ 実質公債費比率（公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率）について
（ア） 算定方法

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－}}{\text{（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \times 100$$

（3 か年平均）＝

$$\frac{\text{標準財政規模}}{\text{（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \times 100$$

○準元利償還金 … イからホまでの合計額

- ・イ … 満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還とした場合における 1 年当たりの元金償還金相当額
- ・ロ … 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・ハ … 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・ニ … 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ・ホ … 一時借入金の利子

○元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

- … 地方交付税法の規定により、地方債の元利償還金・準元利償還金に係る経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入される額

（イ） 令和 6 年度決算に基づく算定数値

・各年度（単年度）の実質公債費比率			3 か年平均（「3 か年の合計」÷ 3 で、小数点以下第 2 位を切り捨て）
令和 4 年度	…	3. 61%	
令和 5 年度	…	1. 43%	
令和 6 年度	…	3. 70%	
			<u>2. 9%</u>

エ 将来負担比率(地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率)について

(ア) 算定方法

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

○将来負担額 … イからチまでの合計額

- ・イ … 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ・ロ … 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
- ・ハ … 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ・ニ … 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ・ホ … 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- ・ヘ … 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・经营状况を勘案した一般会計等の負担見込額
- ・ト … 連結実質赤字額
- ・チ … 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

○充当可能基金額 … イからヘまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

○特定財源見込額 … イからニまでの償還額等に充てることができる特定の歳入見込額

○地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

… 地方交付税法の規定により、イからニまでに要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入されることが見込まれる額として総務省の定めるところにより算定した額

(イ) 令和6年度決算に基づく算定数値

将来負担額(イからチまでの合計額 16,073,774 千円)に対して、そこから差し引く「充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額」は 30,388,186 千円であり、計算上の分子(将来負担)がマイナスになるため、判断比率は「－」を記載している。

オ 資金不足比率（公営企業会計ごとの資金不足の比率）について

（ア） 算定方法

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○資金の不足額 … （流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－ 解消可能資金不足額

○解消可能資金不足額 … 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額（多摩市では資金不足額が生じていないため算定していない）

○事業の規模 … 営業収益の額 － 受託工事収益の額

（イ） 令和6年度決算に基づく算定数値

下水道事業会計では、「資金不足額」は生じていない。（剰余額 12,434,752 千円）

資金の不足額がないため、資金不足比率は「－」を記載している。